



羽の情報便

青色申告者の記帳や記録保存義務

帳簿などは保存義務があると聞きますが、何年保存すればいいの？

その年度に生じた所得を正しく計算して申告するためには日々の記帳が大切です。忙しくてそんな暇がない方は代行サービスなどを利用し、タイムリーな処理を行うことが大切です。

青色申告者は、原則として正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳を行う必要がありますが、以下の簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。

- ①現金出納帳 ②経費帳 ③売掛帳 ④買掛帳 ⑤固定資産台帳

また、帳簿書類の整理整頓して以下のような一定期間の保存をしなければなりません。

1. 帳簿（保存期間7年）

仕訳帳、総勘定元帳、現金預金出納帳、経費帳、固定資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳などが該当し7年間の保存義務があります。

2. 決算書類（保存期間7年）

貸借対照表、損益計算書、棚卸表、その他決算関係の書類が該当し7年間の保存義務があります。

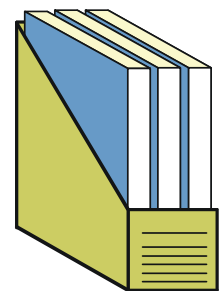
3. 現金預金取引関係書類（保存期間7年）

預金通帳、小切手のミミ、請求書、領収書など相手から受け取ったものの他、自ら作成したものの写しなども含まれます。保存期間は7年間です。

4. その他の書類（保存期間5年）

見積書、注文書、納品書、送り状などは5年間の保存義務があります。

青色申告者の所得税法上の義務としては、今回のテーマの保存義務のほか、帳簿書類の備え付けと記帳、決算整理と決算書の作成、青色申告決算書の提出などがありますが、義務という言葉はとても負担を感じてしまうかもしれませんが、自分の事業がどれだけ儲かっているのかなどを知る上でも大変役立つものですから事業者としては当然やっておかなければならないことです。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

11月-12月の税務カレンダー

11月12日(月)

本年10月分源泉所得税・住民税の納付

11月15日(木)

所得税予定納税額の減額申請

11月30日(金)

本年9月決算法人の法人税等・消費税確定申告

翌年3月決算法人の法人税等中間申告

所得税予定納税額第2期分の納付(個人)

特別農業所得者の予定納税額の納付(個人)

事業税第2期分の納付(個人)*条例による

12月10日(月)

本年11月分源泉所得税・住民税の納付

12月下旬

固定資産税(都市計画税)第3期分の納付*条例による

1月4日(金)

本年10月決算法人の法人税等・消費税確定申告

翌年4月決算法人の法人税等中間申告

所得税予定納税額第2期分の納付(個人)

給与所得の年末調整(本年最後の給与支払い時)

給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得等特別控除申告書の提出(本年最後の給与支払い時)

自動車保険

かつて自動車保険はどこで契約しても、内容も保険料も全く同じものでした。代理店のもってきた書類にハンコを押すだけで十分でしたが、ここ数年で時代は急激に変化して、自分で簡単につくれるようになりました。現在、インターネット上で24時間いつでもどこからでも個人、企業、店舗など運転者や用途に応じた条件を入力し10社とか15社へ一括見積が非常に簡単に行えます。また、価格比較サイトもありますので複数の代理店の営業マンに時間をとられることもありません。自動車保険の割引で重要なのが等級制度ですが、契約更新の際、他の保険会社に切り替えた場合でも等級は引き継がれますのでご安心ください。業務で自動車を沢山保有されている会社や事業主の皆様はぜひ身近なコスト削減を実現してください。



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまう困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみてもいかがでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり(3)

■自転車税

自動車(じどうしゃ)税ではありません！自転車(じてんしゃ)税です。明治4年(1871年)東京府下ではじまりました。明治時代は、自転車を持つということが上流社会への一員になるステップでした。大正時代を経て戦後、税制改革がすすみ、自転車税の収入割合が少なくなり、事務手続き等の費用も高くなって、昭和33年に80年余りの期間税収としていた自転車税はなくなりました。

■石鹼税

石鹼税は石鹼にかけられた税で、イギリスでは1853年まで課税されていました。このせいで一部の人は入浴の際にも、衣服を洗うにも石鹼が使えなかったようです。このため石鹼税は伝染病の流行にもなってしまったとのこと。



お客様からのQ & A

妻が内職により約100万円の収入があります。配偶者控除を受けることはできるでしょうか？

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得となります。内職などの収入が103万円以下でほかに所得がなければ、奥様に所得税もかかりませんし、配偶者控除も受けることができます。家内労働者（いわゆる内職をしている人）には所得計算の特例があり、実際にかかった経費が65万円に満たない場合でも、65万円を必要経費に参入することができます。但し、もし他に給与所得がある場合は、当然ながらその給与の給与所得控除相当額は差し引いた金額が限度となりますので注意が必要です。



税金まめ知識（第3回） 税務調査

税金は、国税の他に地方税があり、住民税などは市町村役場が窓口になりますので、全てではありませんが、税金といえばやはり思い浮かぶのは税務署です。国税の課税事務を担当する行政組織として、国税庁を頂点としてその下に札幌から沖縄までの12の国税局、さらにその下に524の税務署があります。日本での民主的な申告納税制度は、国民の高いモラルと第三者によるチェック機能により支えられていますが、そのチェックすなわち税務調査のために存在しているのが税務署です。

税務署の調査は、拒むことができません。なぜなら各税法には法律で定められた税務職員の質問検査権という権限があるからです。今回は税務調査の概要と心構えをお伝えします。

1. 通常の税務調査は、任意調査であり、事前に訪問の連絡があつて職員が来訪するきわめて紳士的な対応がなされます。映画のシーンの様な、いかにも目つきの鋭い人が突然上がりこんできて「動くな！」ということは滅多にありません。
2. 軽微な内容であれば、納税者が税務署に呼び出されて質問を受けるだけで終わることもありますが、原則は署員が納税者を訪ねてくる臨宅調査になります。
3. 臨宅調査の場合、どの税目でもおおむね午前10時から12時までと午後1時から夕方4時30分前後までの間、ほぼ1日ばかりで調査が行われます。1日で足りなければ数日かかることもあります。
4. 調査の内容は、納税者への聞き取りと書類検査が中心で相続税調査の場合には、銀行の貸金庫への同行を求められることもあります。
5. 調査が調査当日だけで終わることはほとんどありません。事前調査、反面調査などを経て最終結論が下りますので、数週間から長い場合は数ヶ月におよぶこともあります。
6. 質問されたことには事実をありのままに答えようとする誠実さがとても重要です。聞かれないことまでしゃべる必要はありませんが、日ごろからいざというときのために記帳や申告漏れなどに十分注意しておきましょう。

毎年の税務署の活動パターンですが、1-3月は確定申告の時期の繁忙期で調査はあまりないようですが、4月は人事異動の勤務評定により追い込み調査が多少あります。7-8月は年度始まり(税務署の事務年度は7月-6月です)で殆ど行われませんが、9-12月は本格的な実地調査の時期になります。





今月のコラム

ここのとこめつきり秋らしくなり、朝晩は肌寒くなってきました。十一月といえば平地でも紅葉の季節です。朝の最低気温が八度を割り込んだ日が続き、日中空氣が乾燥して晴れた日が続くと紅葉が始まると言われています。反対に、長雨が続き朝晩が冷え込まないような年は、あまり鮮やかな紅葉は期待できないそうです。

そろそろ東京でも街路樹が少しずつ色づく季節。最近、地球温暖化などと言われていますが、さすがに冷房かけながらクリスマスなんてことはなく、やっぱり日本にはちゃんと四季があります。そんな夏と冬の間の過ごしやすい日々、楽しまなければ損ですね。

十一月には、祝日が二日あります。ひとつは「文化の日」、もうひとつは「勤労感謝の日」、そして海の内こうはハロウィンも終わってサンクスギビング、そしてクリスマス・：街もどんどん鮮やかに変貌していきます。最近、日本も自宅やお庭に大きなクリスマスイルミネーションをつけて楽しむ（いやお隣の対抗心？）もはやっていますが、あれって電氣代が大変なんだそうです。コスト削減の当社としては、絶対にできないかもしれないですね。（笑）

さあ今年もあと二ヶ月ちょっとです。忙しい季節ですが皆さん頑張らしましょう！



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

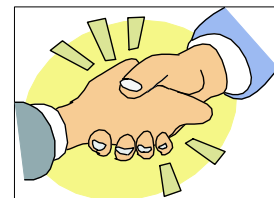
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



< お電話にて、ご相談下さい。 0120-979-987 >

・会社名： プラスマネジメント株式会社

・設立： 平成17年7月

・資本金： 1000万円

・業務内容： 経理・記帳代行業務

経理事務派遣業務

生命保険の募集に関する業務

光熱費削減に関するコンサルティング

・会社住所： 〒110-0016 台東区台東1-33-6 セントオフィス秋葉原8F

・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp



今年もあと残すところ2ヶ月！
年末調整の準備は早めに行いましょう。

